【動物用医薬品配置販売業許可申請手続きについて】



申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
受付時間：　平日　午前８：３０～１１：３０　午後１：００～４：３０

必要書類

必　要　書　類	注　　意！
□　動物用医薬品配置販売業許可申請書	○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○　兼営事業の種類は、「医薬品卸売販売業」等、薬事関連業務を記載し、兼業がない場合は「無し」と記載
□　薬剤師免許証又は 動物用医薬品販売従事登録証	○　原本を持参してください ○　区域管理者及び薬事に関する実務に従事する資格者全員
□　雇用証明書	○　上記の有資格者全員分
□　区域管理者の実務又は業務従事証明書 □　勤務簿の写しまたはこれに準ずるもの	○　指定医薬品以外の医薬品のみを配置する場合に、**登録販売者を区域管理者とする場合**に必要となります （実務･業務従事証明書の様式があります） ※詳細は管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください
□　登記事項証明書	○　申請者が法人である場合には添付してください ○　登記は発行日から６か月以内のもの
□　組織規定（図）又は業務分掌表等	○　法人においては、業務を行う役員の範囲が明確になるようにしてください
□　（指針・業務手順書）	○　動物用医薬品の適正管理、販売を行うための指針・業務手順書 ○　提出は必須ではありませんが、指針・業務手順書の有無を確認します （指針・業務手順書が整備されていない場合は許可できません）

□ 手数料：２９，２００円

○　令和８年９月30日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年10月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月30日までに購入された収入証紙については、令和９年３月31日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※　不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

※　配置販売品目の基準は、「動物用医薬品取締規則　第 108 条」にあります。判断に際しては、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。